

# 将来、住宅取得・リフォームを予定している方

## 住宅取得・リフォーム定期積金



期間 平成29年4月3日(月)から平成30年3月30日(金)まで

契約時点の店頭標準金利の利回りに

上乘せ

年

0.1%

給与振込指定者は

上乘せ

年

0.2%



### ◇対象資格

当組合管内に居住もしくは、居住予定者で、将来、住宅取得・リフォームを予定している方

### ◇掛込金額

1万円以上(千円単位)

※一世帯あたりの給付契約額上限を600万円とする(給付補てん金は除く)

### ◇掛込方法

毎月掛込。集金を原則とするが、自動振替も可とする

### ◇掛込期間

1年以上5年以下

### ◇特典

リフォームローン・住宅ローンをお借り入れいただければ、金利を店頭標準金利から

▲年0.4%を軽減する

※詳しくはお近くの窓口へお問い合わせ下さい



彦成北支店

☎048-958-1101

東和支店

☎048-955-5321

八幡支店

☎048-996-5571

彦成南支店

☎048-952-5111

戸ヶ崎支店

☎048-955-6131

松伏支店

☎048-991-4431

三郷支店

☎048-952-2131

八潮八條支店

☎048-996-2101

吉川支店

☎048-982-0030

早稲田支店

☎048-957-2001

潮止支店

☎048-996-9121

三輪野江支店

☎048-982-0156

<http://www.ja-saikatsu.or.jp/>

## 商品概要説明書

### 住宅取得・リフォーム定期積金「住まいる」

(平成 29 年 4 月 3 日現在適用中)

1. 商品名 (愛称名)	・定期積金(定額式) <b>愛称名：住宅取得・リフォーム定期積金「住まいる」</b>
2. 販売対象	・当組合管内に居住もしくは、居住予定者で、将来、住宅取得・リフォームを予定している方
3. 期間	・定額式 1年以上5年以下
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 払込単位	・定額式による毎月(契約期間内で掛金を分割受入) ・原則集金とするが、自動振替も可 ・1万円以上(千円単位) 但し一世帯あたりの給付契約額上限を600万円とします。(給付補てん金は除く)
5. 使用媒体	・証書式のみ
6. 支払方法	・給付契約金(掛金総額+給付補填金)について満期日以後に一括して支払います
7. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時点での店頭表示の利回りに表面の金利を上乗せした利回りを満期日まで適用 ・満期日以後に一括して支払います ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算 ・個人の場合は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税 ・金利(年利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による受入ができます。 ・リフォームローン・住宅ローンをお借り入れいただければ、金利を店頭標準金利から年0.4%軽減いたします。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、掛込総額および解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
11. 貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融共済部(電話:048-952-2105)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所(電話:048-823-7231)でも、苦情等を受け付けております。 <b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。)
13. その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

※販売期間は平成29年4月3日から平成30年3月30日までもしくは給付額が10億円に達した時点で終了とさせていただきます。